

木造住宅の耐震改修

～木造住宅耐震改修助成制度の御案内～



川崎市が耐震改修工事にかかる費用の一部を助成します。

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で耐震性が低いものについて、耐震性を高めるための工事にかかった費用の一部を助成します。(受付期間: 毎年度4月～10月末)

対象建築物

- 昭和56年5月31日以前に建てられたもの
- 木造2階建て以下のもの（一部鉄骨造等の混構造は対象外）
- 住宅（一戸建て住宅、共同住宅又は長屋（店舗等の用途を兼ねるものを含む。））
- 木造在来工法のもの（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外）

ただし、以下に該当する場合は対象外となります

- 明らかに建築基準法に適合しないもの ※職員が現地調査を行います。



助成の対象となる工事

ホームページはこちら↑

建物全体の改修工事	部分改修工事
住宅の 全体 （1階及び2階）の上部構造評点を 1.0以上 にする工事	住宅の 1階部分のみ の上部構造評点を 1.0以上 にする工事 又は 住宅の 全体 （1階及び2階）の上部構造評点を 0.7以上 にする工事

※上部構造評点 = $\frac{\text{保有耐力（建築物の現在の耐力）}}{\text{必要耐力（大地震に耐えるのに必要な耐力）}}$

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

助成額

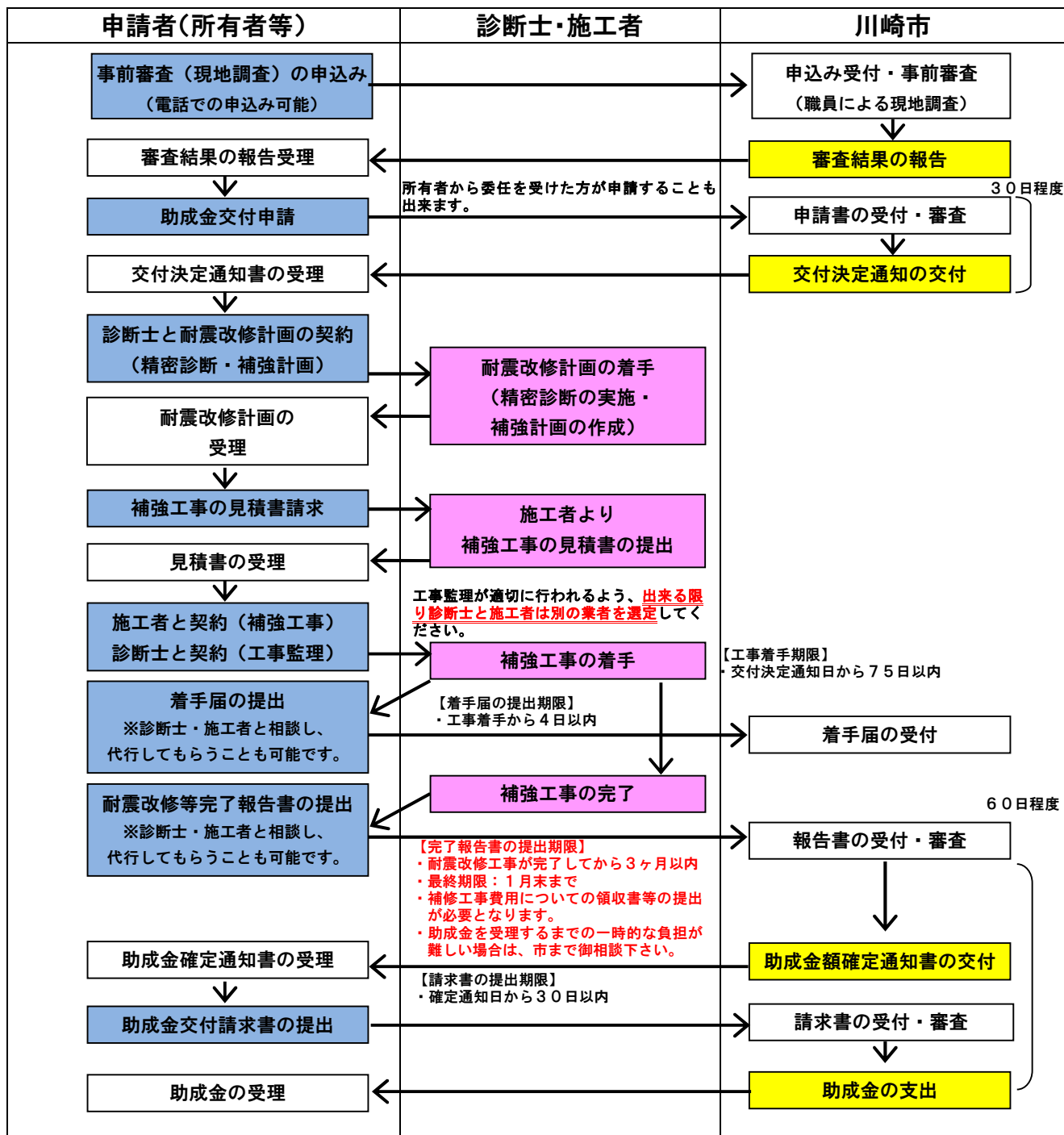
令和7年度から限度額を拡充します！！

建物全体の改修	一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)		非課税世帯 (市民税が非課税である世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
耐震改修計画	4／5	200,000円	4／5	200,000円
補強工事(工事監理含む)	4／5	1,100,000円	4／5	1,600,000円
計		1,300,000円		1,800,000円

部分改修	一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)		非課税世帯 (市民税が非課税である世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
部分耐震改修計画	2／3	200,000円	3／4	200,000円
部分補強工事(工事監理含む)	2／3	800,000円	3／4	1,150,000円
計		1,000,000円		1,350,000円

※「非課税世帯」とは助成対象建築物に居住する全員の、過去1年分の非課税証明書が提示できる世帯です。
ただし、対象建築物を賃貸している場合や、申請者が対象建築物に居住していない場合、法人所有の場合、市民税の課税者である所有者がいる場合は、「非課税世帯」とならないことがあります。
詳しくは「防災まちづくり推進課」へお問い合わせください。

耐震改修の流れ



注意点

- 診断士・施工者については市に登録した業者の中から選定し契約を行う必要があります。
- 工事監理が適切に行われるよう、**出来る限り診断士と施工者は別の業者を選定**してください。
- 助成の対象は耐震改修部分のみで、リフォーム費用や消費税は含みません。
- 助成対象工事に関する契約は、市からの「**交付決定通知書**」の交付以後に行ってください。
- 助成金の額等に変更が生じた場合は「**助成金交付変更申請書**」を市に提出する必要があります。
- 木造住宅耐震改修助成制度は、申請者が診断士及び施工者と民事契約に基づき行う、耐震改修業務にかかる費用の一部を助成するものです。民事契約の際は、業務に関する金額・期間等の内容を十分に確認してください。契約について不安を感じる場合は、弁護士または消費者行政センターへ御相談ください。

問合せ・申込み先

川崎市 まちづくり局 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3017